## 宮城県公共施設等総合管理方針に基づく個別施設計画

#### 1 施設概要

中・小分類名	庁舎 合同庁舎					
所管部局・課	総務部 管財課					
施設管理者	宮城県漁業信用基金協会(専用部:総務部 管財課)					
施設名	本町分庁舎(漁信基ビル)					
所在地	仙台市青葉区本町三丁目6番16号					

棟名称	漁信基ビル(区分所有 5~7階フロア)
構造	SRC造
用途(建物種目)	事務所
延べ面積	1,994.65 ㎡(内持ち分 898.06 ㎡)
階数	地上7階
建築年	平成6年
経過年数	24 年
法定耐用年数	50年
目標使用年数	

- 2 計画期間 平成31 (令和元) 年度~令和30年度(30年間)
- 3 点検・診断によって得られた個別施設の状態 建物全体については、宮城県漁業信用基金協会で実施している。 専用部については、照明器具及び内装のみで、著しい劣化はみられない。
- 4 当該施設の必要性
  - (1) 設置根拠規定

地方自治法第 155 条第 1 項、第 156 条第 1 項 行政機関設置条例第 2 条、第 2 条の 2、第 11 条 ほか

(2) 必要性の有無とその理由(果たしている役割、機能、利用状況、重要性等) 必要性有り

#### 【理由】

行政庁舎で不足している会議室又は本庁の執務室として利用し、施設の必要性有り。

5 施設ごとの今後の対策

今後の修繕・更新計画方針(別添2-1)のとおり。

## 調査診断結果(調査 平成30年10月)

*	Α	全面更新	В	部分更新	C	補修	D	継続使用

部 位	周期年数	経過年数	判定*		総合評価	所見		
照明設備(蛍光灯)	30	24	A	В	С	D	継続使用	著しい劣化はみられない
空調設備	30	24	A	В	С	D	継続使用	H29に更新済み
衛生設備	30	24	A	В	С	D	継続使用	著しい劣化はみられない
内装	30	24	A	В	С	D	継続使用	著しい劣化はみられない

当庁舎は平成6年に竣工した建物で、県は5~7Fフロアを区分所有している。共用部に関しては、宮城県漁業信用基金協会で調査診断は実施している。

## (1) 電気設備

専用部では照明設備のみで、著しい劣化は認められない。

## (2) 機械設備

1)空調設備

専用部では事務室内のパッケージ形空気調和機のみで、平成29年に更新している。

#### 2) 衛生設備

専用部では専用階のトイレ及び流し台のみで、著しい劣化はない。

## (3) その他設備

 自動ドアエンジン 専用部では自動ドアはない。

## (4) 昇降機設備

専用部では昇降機設備はない。

## (5) 建築関係

1)屋根防水・外壁・内壁 専用部では内装のみであり、著しい劣化はない。

## 2) 耐震化等

新耐震基準 (S56 年以降) の建築物であり、耐震診断不要。

# 今後の修繕・更新計画方針

#### (1) 電気設備

受変電設備等については、建物共有部を管理している宮城県漁業信用基金協会で実施する。専用部については、その都度の修繕により対応する。

#### (2) 機械設備

1) 空調設備

空調設備については、その都度対応する。

## 2) 衛生設備

各水槽類や揚水ポンプ等は、建物共有部を管理している宮城県漁業信用基金協会で 実施する。専用部については、その都度対応する。

## (3) その他設備

1) 自動ドアエンジン 自動ドアエンジンについては、全て宮城県漁業信用基金協会で実施する。

#### (4) 昇降機設備

昇降機設備については、全て宮城県漁業信用基金協会で実施する。

#### (5) 建築関係

1)屋根防水・外壁・内壁

内装については、その都度の修繕により対応する。その他は宮城県漁業信用基金協会で実施する。

#### 方針総括

漁信基ビルは、平成6年に竣工し、経年劣化が進行している。県は5~7Fフロアを区分所有しているため、共用部に関しては、宮城県漁業信用基金協会で中長期計画を策定し、県は定められた率により負担金を支払い実施している。

そのほかの設備については問題・異常が発生した都度の修繕により対応することとする。